

暮らしの Information

募集

非常勤・パート職員募集

- 総合体育館事務補助職員（パート）1名**
- 応募資格／町内在住の60歳未満で簡単なパソコン操作ができる方
 - 任用期間／採用決定日～平成31年3月31日（以降更新可能）
 - 業務内容／総合体育館事務補助全般、電話、窓口対応
 - 勤務時間／週5日、9時～14時15分※土日祝日勤務有
 - 勤務場所／総合体育館
 - 賃金／時給850円※雇用保険有
 - 申込方法／履歴書にハローワークからの紹介状を添えて、8月10日（金）までに提出
- 〒222-288 総合体育館

小中学校学習支援員（若千名）

- 応募資格／教員免許（小・中・高）のいずれかを所持している方
 - 任用期間／採用決定日～平成31年3月31日（以降更新可能）
 - 業務内容／小中学校において、児童・生徒の学習支援を行います。学校での授業補助、学校行事（運動会、学芸会など）の補助、児童・生徒の指導補助
 - 勤務時間／8時～15時30分までの間の5時間程度
 - 勤務場所／町内小中学校
 - 賃金・待遇／時給千円※社保、雇用保険、距離により通勤手当有
 - 週休二日制（土日祝）※学校行事により土日勤務の場合は振替
 - 申込方法／履歴書に教員免許状の写しを添えて提出
- 〒222-288 総合体育館

児童支援補助員の募集

- 応募により登録された方は、長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として、必要に応じて勤務します。空いた時間や長期休暇期間だけ仕事をしたと考えると、地域の子育てを支える方の登録をお待ちしています。
- 対象者／児童福祉に関心のある20歳以上の健康な方。町内在住で、子育て経験者（保育士、幼稚園教諭、教員資格をお持ちの方歓迎）
 - 勤務内容／子どもの遊びや生活指導、安全管理などの補助
 - 賃金／時給850円
 - 勤務期間や時間（主なもの）／長期休暇や学校の振替休日は8時～14時、または14時～18時

自衛官募集

- 自衛官候補生（第3回）**
- 受験資格／採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男女
 - 受付期間／9月12日（日）
 - 試験日／男子は9月25日（火）30日（水）、女子は9月28日（金）、29日（土）
- 一般曹候補生（第2回）**
- 受験資格／平成31年4月1日現在18歳以上27歳未満
 - 受付期間／9月7日（金）

- 試験日／一次は9月21日（金）～23日（日）、二次は10月12日（金）～17日（水）※いずれか1日を指定されます
 - 航空学生
 - 受験資格／海上は18歳以上23歳未満、航空は18歳以上21歳未満
 - 受付期間／9月7日（金）
 - 試験日／一次は9月17日（日）、二次および三次の試験日は合格者のみ後日指定されます
 - 町営住宅入居者募集
 - 募集期間／8月1日（火）～8月14日（水）
 - 一般世帯向け（家族向け）
 - ・ひまわり団地（北6西5）※EV有 2LDK 1戸（5階）
 - ・南6条団地（南6東5）※浴室、浴槽無 3DK 1戸
 - ・南9条団地（南9西2）※浴室有、浴槽無 3DK 1戸
- 申請には必要書類、所得制限などがあります。詳細は問い合わせ。 町建設課住宅係 ☎56-8012

周知

排水設備工事責任技術者試験

- 北海道排水設備工事責任技術者の全道統一試験が行われます。※既に登録済の方は受験の必要無
- 日時・会場／10月23日（火）北見・函館
 - 10月24日（水）網走・室蘭・旭川

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください ※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報係へ要連絡

納税だより

【軽自動車の手続きについて】
軽自動車は毎年4月1日現在、町内に原動機付自転車、軽自動車などを所有している人に課税されます。廃車や譲渡などで現在所有していなくても、手続きが済んでいないと翌年度も課税されます。忘れずに手続きしてください。

手続きの場所・問合せ先	
バイク 125cc 以下 小型特殊自動車	税務課住民税係 ☎56-8003
バイク 125cc 超 ～250cc 以下	軽自動車検査協会札幌主管事務所 ☎050-3816-1763
バイク 250cc 超	北海道運輸局札幌運輸支局 ☎050-5540-2001

【消費税及び地方消費税の中間申告と納付】
個人事業主の方で、平成29年分の確定消費税額が48万円を超える方

※48万円以下でも任意の中間申告制度あり
※確定消費税額・確定申告により確定した消費税の年税額
中間申告の方法と納付

- ①前年実績による中間申告／平成29年分の確定消費税額に応じて算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」と「納付書」が税務署から送付されます。必要事項を記入し、提出・納付してください。
 - ②仮決算に基づく中間申告／事業状況が平成29年と著しく異なる場合などは、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。
- ◇申告・納付期限、納付方法など詳細については下記 HP でご確認ください。
国税庁 HP www.nta.go.jp
厚知安稅務署 ☎22-1192
8月31日（金）は町道民税・国民健康保険税の第2期の納期限です。納期内納付にご協力をお願いします。

子どもの人権110番

- 法務局では、いじめや虐待など子どもの人権に関する専用相談電話を設置しています。また、8月29日（火）～9月4日（水）までは、全国一斉の強化週間です。※期間中は平日の受付時間延長、土日も対応
- 子どもの人権110番
☎0120-007-110（全国共通・通話料無料）
- 受付時間（平日）／8時30分～17時15分※年末年始を除く
 - 受付時間（強化週間中）／8時30分～19時※9月1日（日）、2日（月）は10時～17時

大規模小売店舗立地法に基づく届出書の縦覧について

- 大規模小売店舗名／DCMホーマック厚知安店
- 期間／8月23日（火）まで
- 時間／8時45分～17時15分※土日祝日は除く
- 縦覧場所／役場1階まちづくり新幹線課、後志総合振興局商労働観光課

全町敬老会

- 日時／9月14日（金）12時～
- 場所／総合体育館
- 対象となる人／満75歳以上（対象者には8月中旬ごろ通知）
- 敬老祝金の対象※8月1日現在満80歳は5千円、満88歳は1万円、満99歳は3万円
- 記念写真撮影の対象／満77歳※昭和16年生まれ

国民年金保険料免除・納付猶予

- 保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付免除や猶予を申請する制度がありますので、役場住民係で手続きをしてください。
- 平成30年度の免除などの申請は7月1日～平成31年6月分までの期間を対象として審査されます。また、申請ができる過去期間は、2年1ヵ月前の月分までです。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、役場の住民係や小樽年金事務所へご相談ください。
- 厚知安税務課住宅係 ☎56-8007
小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-234236

赤十字講習会

- 日常生活の中でけがや急病、交通事故などが発生した場合に、けが人などを医師に引き継ぐまで、または救急車が到着するまでの間の正しい対処法を学ぶ講習です。※申込期日までに氏名、住所、電話番号、生年月日などを添えて「日本赤十字社厚知安町分区」宛てに申し込み
- 日本赤十字社厚知安町分区（住民環境課生活安全係内）

☎56 | 80005023 | 2044
赤十字救急法短期講習

心肺蘇生法やAEDを用いた除細動などについて学習します。
■日時/8月19日(日)13時~16時
■受講対象/満15歳以上で健康な方
■受講料/総合体育館2階研修室
■受講料/252円(当日)
■申込期日/8月8日(木)まで
赤十字救急法基礎講習

心肺蘇生法、AEDの使い方などについて学習します。
■日時/9月9日(日)13時~17時
■受講対象/満15歳以上で健康な方
■受講料/総合体育館2階研修室
■受講料/150円(当日)
■申込期日/8月29日(木)まで

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届
児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している方は、前年の所得などを確認するために毎年、現況届(所得状況届)の提出が必要です。
この手続きは、8月分以降の手当が受給できるかどうかを決める大切な手続きです。届出用紙を受給者の方に郵送しますので必ず期限内に届へ提出してください。

■提出期間/児童扶養手当は8月1日(木)~31日(金) 特別児童扶養手当は8月13日(月)~9月11日(火)
■福祉医療課 少子高齢化対策室(保健福祉会館内) ☎23-05000
スズメバチに気を付けましょう
ハチの活動が活発な時期です。攻撃をしたり、走って逃げたりせず、

消防署からのお知らせ
熱中症に注意しましょう

これから暑い夏がやってきます。この時期に増加するのが熱中症です。熱中症とは気温や室温が高いなどの体温が下がりにくい環境で起きる身体の異常のことです。熱中症になると体内の水分や塩分バランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇やめまいなどさまざまな症状が発生します。
屋外にいるときだけでなく、家中などの屋内にいる場合についても、熱中症になることがありますので、こまめに水分補給をして涼しい服装で生活するなどの対策を行いましょう。

6月末までの災害出動状況

	平成30年	平成29年
火災	4件	8件
救助	405件	468件
救助	16件	9件
その他	43件	89件

おたんじょうおめでとう

ごめいふくをお祈りします

6月末までの町内交通事故発生状況

	平成30年	平成29年
人身	18件	12件
物損	416件	319件
死者	0名	0名

△6月4日、一時停止のある交差点において、一時不停止のまま交差点内に進入した車両が、右方から直進中の車両と衝突しました。
△6月30日、幅員2・5割の坂道の林道を下っていた車両が、同林道を上ってきた車両と正面衝突しました。

7月17日(火)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

消費者コーナー
倶知安消費者協会

倶知安消費者協会創立50年にあたって
昭和43年5月に、国民生活を守るための消費者保護法が成立した翌年、倶知安消費者協会が道内で21番目に誕生しました。当時から活動は活発で、オイルショックやバブル崩壊など、社会情勢に応じた取り組みをしながら、住民のよりよい生活を目指して、会員とともに歩んできました。
昔から「賢い消費者になれ」と言われていますが、スマートフォンの普及による新たな消費者被害の拡大など、問題が山積みです。今後も引き続き幅広い活動を展開し、消費生活の安定向上のため努力していきたいと思っています。そして、若い世代や働く主婦の方々にも本協会の主旨を理解いただくとともにご協力をお願いいたします。
会長 小野 幸子
■消費生活相談室 (公民館1階団体室)
■月・水・金曜日 10時~15時 ☎23-1522

北方領土返還要求運動強調週間
我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島からなる北方四島の早期返還の実現は、国民の長年にわたる悲願です。北海道、市町村および北方関係団体は、一日も早い北方領土問題解決のため、国の外交交渉を後押しする立場から、毎年8月を「北方領土返還要求運動強調週間」と定め、連携して返還要求運動を実施します。
【北方領土四島返還スローガン】
声高に 開けよう扉 四島返還
また、道では「北方領土の日」ポスターコンテストの作品を募集しています。今年は新たに小・中学生を対象とした部門を設けました。
■応募部門/一般の部(高校生以上、ブローア不問、ごじもの部(小中学生))
■応募期限/10月19日(金)
詳しくは北方領土対策本部のHP
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sni/hrt/>を閲覧ください。

アマチュア無線技士養成講習会
■講習会場/文化福祉センター
■講習員/50名(うちインターネット申込は20名)
■日程/4級は8月18日(出)9時~19日(入)17時、3級は9月24日(出)9時~18時30分
■締切/4級は8月11日(出)、3級は9月17日(出)必着※定員になり次第締切
■入会費/4級は8月11日(出)、3級は9月17日(出)必着※定員になり次第締切
■申し込み/4級は8月11日(出)、3級は9月17日(出)必着※定員になり次第締切
■申し込み/4級は8月11日(出)、3級は9月17日(出)必着※定員になり次第締切

8月1日より ようてい法律事務所へ

私は、平成26年に倶知安町を訪れて以降、倶知安ひまわり基金法律事務所の4代目所長を務めてきましたが、この度、倶知安町に定着することとしました。定着に伴い、事務所名が8月1日より「ようてい法律事務所」に変更となります。「ひまわり基金法律事務所」は、これまで3年ごとに所長が交代してきました。しかし、約4年半にわたって業務を行ううちに、この地域でも成年後見などの高齢者の方に関する問題や、その他多くの法的な問題があることが分かってきました。このような問題に継続的に関わっていくためには、地域に長くとどまる必要があります。また、3年ごとに弁護士が交代していると、その度に地域の皆さまとの信頼関係を築いていかなければなりません、これは地域の利益となりません。
地域の皆さまとの間でこれまでに培った関係をより一層深めていくため、この地に定着することを決意しました。定着に伴って事務所の名称は変わりますが、場所も連絡先もこれまでと変わりありません。(新しい「ひまわり基金法律事務所」が別に作られる予定は今の所ありません) このコラムもこれまでどおり2カ月に一度、私が担当します。
これからも地域の機関との連携を深め、よりよい法的サービスの提供を目指すとともに、皆さまから親しまれる法律事務所となるよう努めていきます。今後ともよろしく申し上げます。

ようてい法律事務所
弁護士 渡邊 恵介
☎ 21-6228

人の動き 平成30年6月末現在

人	口	15,327人	(前月比 -7)
男	7,758人	(前月比 -5)	
女	7,569人	(前月比 -2)	
世帯数	8,095世帯	(前月比 -13)	
うち外国籍住民	645人	(前月比 -30)	